

事務連絡
令和7年5月

排水設備指定工事店 各位

常滑市下水道課長

取付管設置工事における関連工事等との費用分担について

日頃は、常滑市公共下水道事業の推進に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、下水道の取付管設置工事にあたって、水道やガスの引込工事等と同時に施工する場合の各工事に共通して発生する費用は、以前より各工事で適切に分担させることとしています。

これまで、下水道課へ提出いただく見積書等には下水道工事が分担する数量のみを記載していただいていたましたが、費用分担の状況が分からないことから、監査等の場において分担の有無を説明することが困難となっています。

つきましては、今後提出いただく**見積書・請求書の内訳については、摘要欄等を利用して、各費目における分担前の数量を記載**していただきますようお願いいたします。

＜下水道課として費用分担を想定している事項＞

- ・舗装の撤去費(残土、残塊等の処分費を含む)
- ・舗装の復旧費
- ・重機及びその運搬費
- ・交通誘導・保安設備に係る費用
- ・人件費(水道と同時施工の場合等)
- ・その他、他の工事と共通して発生した費用

※費用分担の割合は貴社が適当と思う割合で分担してください。

＜問合せ先＞常滑市建設部下水道課 業務チーム（澤田）
電話 0569-47-6124（ダイヤルイン）